

十日町市空家等対策協議会要綱

(設置)

第1条 空家等の適切な管理及び利活用の推進を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき、十日町市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、市長のほか、法第8条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副市長又は会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、十日町市非常勤特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年十日町市条例第52号）で定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年十日町市告示第41号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年十日町市告示第145号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年十日町市告示第219号）

この告示は、公布の日から施行する。